7　異工種ＪＶとしての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む異工種ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない異工種ＪＶについては、異工種ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の異工種ＪＶについては、平成22年３月31日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して異工種ＪＶとしての資格があると認定する。

⑴　異工種ＪＶの構成　異工種ＪＶの構成は、橋梁下部工事（基礎工を含む。）（以下「橋梁下部工事」という。）と橋梁上部工事の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、次の条件を満たす者の組合せとする。

ⓐ　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ⓑ　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局におけるプレストレストコンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ⓒ　橋梁下部工事の施工を担当する構成員にあっては、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記ⓐの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

ⓓ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ⓐ及びⓑの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ⓔ　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　異工種ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

ⓐ　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が10m以上の工事。

㋒　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有すること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事の施工実績を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋓から㋕までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋓　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋔　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台の工事。

㋕　上記㋓及び㋔は同一工事の施工実績を有すること。

なお、上記㋐から㋕までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓑ　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋で、かつ、最大支間長が30m以上の工事。

㋒　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有すること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事の施工実績を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋓から㋕までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋓　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋔　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋の工事。

㋕　上記㋓及び㋔は同一工事の施工実績を有すること。

なお、上記㋐から㋕までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓒ　異工種ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ⓓ　異工種ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

⑶　異工種ＪＶの協定　異工種ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶの取扱い

上記７⑴ⓐ及びⓑの認定（上記７⑴ⓐ及びⓑの再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、異工種ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７⑴ⓐ及びⓑの認定を受けていない構成員が上記７⑴ⓐ及びⓑの認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに異工種ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７⑴ⓐ及びⓑの認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７⑴ⓐ及びⓑの認定又は上記７⑴ⓐ及びⓑの一般競争参加資格がないとの認定（上記７⑴ⓐ及びⓑの近畿地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、異工種ＪＶとしての資格がないと認定する。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

異工種ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。